

ヘルスアップ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則(平成25年4月1日施行)第2条第1項イの規定に基づき実施する「ヘルスアップ支援事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

第2条 次条に定める補助対象者が、施設(スポーツクラブ、ジム、ヨガ教室、スイミング等)を利用した場合又は健康用品を購入した場合、その費用の一部を補助することにより、会員の健康維持を支援する。

(補助対象者)

第3条 前年度(4月1日から3月31日)に互助会の医療給付(療養費及び家族療養費)を受けていない会員。ただし、当該年度4月1日時点で、会員資格を取得して13月に満たない者を除く。

(補助額)

第4条 補助額は、3,000円とする。ただし、前条の補助対象者本人が、施設の利用又は健康用品の購入に要した費用の自己負担額が5,000円以上となった場合に限る。なお、補助対象となる用品等は、別紙1のとおりとする。

(補助対象利用期間)

第5条 ヘルスアップ支援事業の対象となる施設の利用期間又は健康用品の購入期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

(補助回数)

第6条 補助回数は、当該年度内1回とする。

(請求方法)

第7条 ヘルスアップ支援事業を請求しようとする会員は、あらかじめ送付される「ヘルスアップ支援事業請求書」に次条の添付書類を添え、一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長に提出しなければならない。

(添付書類)

第8条 「ヘルスアップ支援事業請求書」には、施設を利用した際又は健康用品を購入した際に発行される、次の項目が記載された領収書又はレシート(いずれも原本)を添付しなければならない。

- (1) 施設利用者又は健康用品購入者の氏名(会員氏名)
- (2) 施設利用の内容又は購入した健康用品名
- (3) 施設の利用日又は健康用品の購入日
- (4) 支払金額5,000円以上(複数の領収書の合計金額で可)
- (5) 領収書発行者の名称

(請求書の提出期限等)

第9条 請求書の提出期限は、毎月15日とし、翌月の21日に登録口座に送金する。また、利用日又は購入日の属する年度の3月15日(必着)を最終の提出期限とする。ただし、これらの日が休日等の場合は、前日とする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。